

令和6年度

事務事業の概要

政策局・会計局・各局委員会・

地域県政総合センター

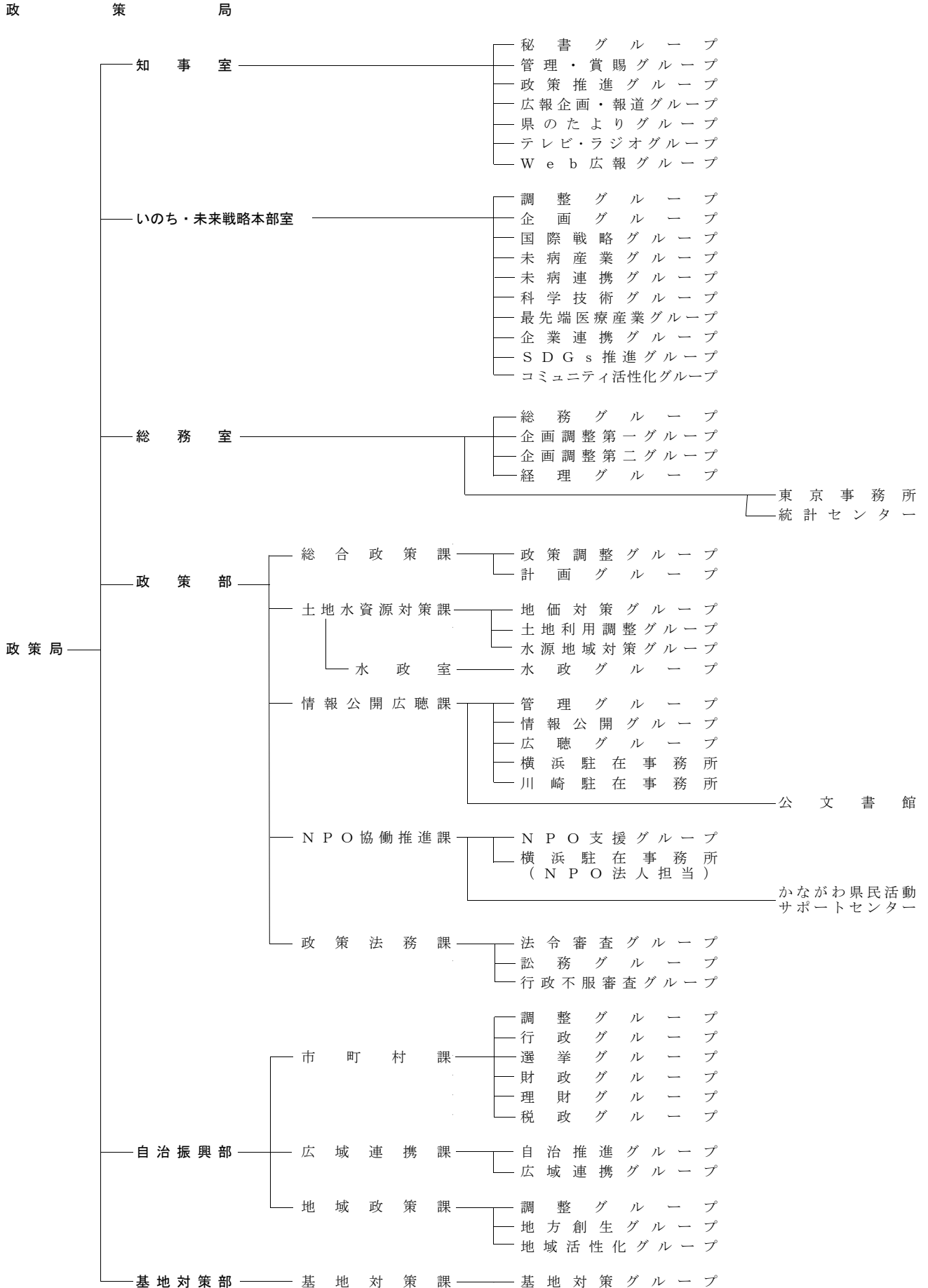
令和6年6月

目 次

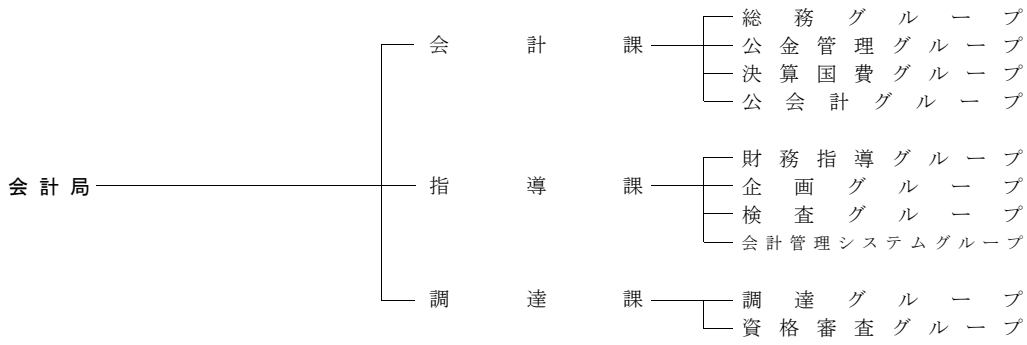
政策局・会計局・各局委員会行政機構図	1
政策局・会計局・各局委員会幹部職員一覧	3
政 策 局	
政策局分掌事務	5
政策局等職員配置数	10
政策局附属機関一覧	12
令和6年度政策局当初予算の概要	16
主要事業の概要	19
会 計 局	25
県議会議会局	31
人事委員会事務局	37
監査事務局	43
地域県政総合センター	
地域県政総合センター行政機構図	51
地域県政総合センター幹部職員一覧	52
地域県政総合センター職員配置数	53
地域県政総合センター所管区域一覧	53
県有財産一覧(合同庁舎関係)	54
横須賀三浦地域県政総合センター	55
県央地域県政総合センター	59
湘南地域県政総合センター	63
県西地域県政総合センター	67

政策局・会計局・各局委員会行政機構図

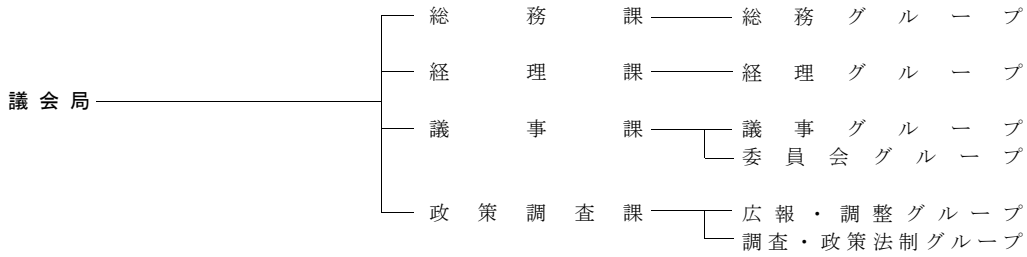
(令和6年6月1日現在)



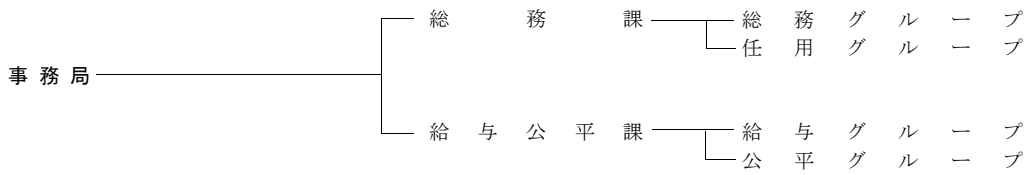
会 計 局



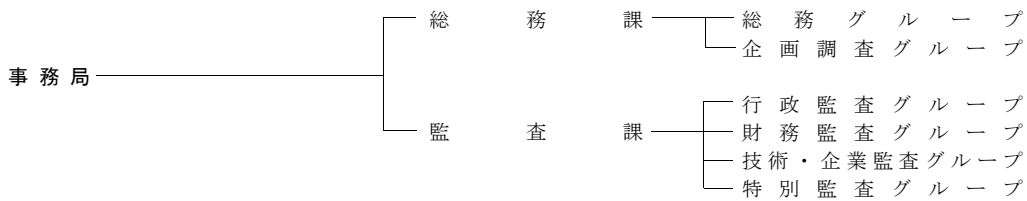
県 議 会 議 会 局



人 事 委 員 会 事 務 局



監 査 事 務 局



政策局・会計局・各局委員会幹部職員一覧

政策局

1 本庁機関

職 名	氏 名	職 名	氏 名
理 事（兼）局 長	中 谷 知 樹	知 事 室 報 道 担 当 課 長	斉 藤 章
広 報 戦 略 担 当 局 長 〈 広 報 統 括 官 〉	太 田 裕 子	いのち・未来戦略本部室 連 携 調 整 担 当 課 長	長 澤 未 来
いのち・未来戦略統括官 (兼) いのち・未来戦略本部室長	杉 山 力 也	いのち・未来戦略本部室 ラ イ フ イ ノ ベ ー シ ョ ン 担 当 課 長	常 山 敦 司
基 地 対 策 担 当 局 長 (兼) 基 地 対 策 部 長	三 森 基 康	いのち・未来戦略本部室 企 業 連 携 ・ S D G s 推 進 担 当 課 長	河 野 智 子
副 局 長（兼）総務室長	水 谷 俊 輔	いのち・未来戦略本部室 コ ミ ュ ニ テ ィ 活 性 化 担 当 課 長	高 橋 正 樹
知 事 室 長	大 塚 美 保	総 務 室 企 画 調 整 担 当 課 長 〈 企 画 調 整 官 〉 〈 広 報 官 〉 〈 S D G s 調 整 官 〉	石 田 光 位
知 事 政 策 秘 書 官	柴 山 拓	総 務 室 管 理 担 当 課 長	宮 崎 庸 晶
参 事 監 〈 ハ ル ス ケ ア ・ イ ノ ベ ー シ ョ ン 担 当 〉	大 木 健 一	総 務 室 経 理 担 当 課 長	片 田 孝 之
知 事 室 広 報 戦 略 担 当 部 長	藤 田 桂 子	政 策 部 総 合 政 策 課 長	馬 淵 靖 公
いのち・未来戦略本部室 事 業 推 進 担 当 部 長	一 柳 和 美	政 策 部 土 地 水 資 源 対 策 課 長	加 藤 敦 史
いのち・未来戦略本部室 未 病 産 業 担 当 部 長	牧 野 義 之	政 策 部 土 地 水 資 源 対 策 課 水 政 室 長	小 林 紀 人
いのち・未来戦略本部室 科 学 技 術 ・ ラ イ フ イ ノ ベ ー シ ョ ン 担 当 部 長	穂 積 克 宏	政 策 部 情 報 公 開 広 聴 課 長	望 月 大 造
政 策 部 長	山 下 芳 彦	政 策 部 川 崎 県 民 セ ン タ ー 担 当 課 長	采 女 聖 子
自 治 振 興 部 長	田 邊 親 司	政 策 部 N P O 協 働 推 進 課 長	中 里 孝 二
参 事（兼）市町村課長	三 杉 正 篤	政 策 部 政 策 法 務 課 長	白 須 良 智
参 事 〈 全 国 知 事 会 派 遣 〉	仙 田 康 博	自 治 振 興 部 広 域 連 携 課 長	岸 川 亮
知 事 室 秘 書 担 当 課 長	古 性 朋 子	自 治 振 興 部 地 域 政 策 課 長	横 川 裕
知 事 室 政 策 推 進 担 当 課 長	古 河 崇	自 治 振 興 部 地 域 活 性 化 担 当 課 長	田 中 賢
知 事 室 政 策 調 整 担 当 課 長	神 谷 洋 邦	基 地 対 策 部 基 地 対 策 課 長	舘 野 一 郎

2 出先機関

名 称	所 在 地	職 名 ・ 氏 名	
東 京 事 務 所	東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館9階	所長 水町 友治	副所長 今井 千晴
統 計 セ ン タ ー	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター5階	所長 小森 晴美	副所長 松本 努
公 文 書 館	横浜市旭区中尾1-6-1	館長 鈴木 慎一	
かながわ県民活動 サポートセンター	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター8階	所長 清水 明	副所長 近藤 研吾

会計局

職 名	氏 名	職 名	氏 名
会計管理者（兼）局長	鈴木 真由美	指 導 課 長	吉 野 光 明
副局長（兼）会計課長 < S D G s 調 整 官 >	高 山 明 彦	調 達 課 長	松 岡 純

県議会事務局

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	浦 邊 哲	管 理 担 当 課 長	山 崎 智 之
副局長（兼）総務課長 < S D G s 調 整 官 >	山 田 修	経 理 課 長	奥 澤 陽 一
参事（兼）議事課長	井 上 実	政 策 調 査 課 長	林 弘 幸

人事委員会事務局

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	新 川 容 子	給 与 公 平 課 長	富 永 康 嗣
副事務局長（兼）総務課長 < S D G s 調 整 官 >	塩 野 充 弘		

監査事務局

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	池 田 雅 男	監 査 課 長	平 山 修 治
総 務 課 長 < S D G s 調 整 官 >	村 上 剛 史		

政 策 局

政策局分掌事務

(令和6年6月1日現在)

知事室

- (1) 皇室に関すること。
- (2) 儀式に関すること。
- (3) 知事及び副知事の秘書に関すること。
- (4) 県民等の表彰及びほう賞に関すること。
- (5) 県民との対話行政（他課の主管に属するものを除く。）の総合的企画及び調整に関すること。
- (6) テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等による広報その他行政情報の提供に関すること。
- (7) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (8) 県の歌、県の花、県の鳥及び県の木の普及に関すること。
- (9) 知事公舎の維持管理に関すること。
- (10) 政治倫理の確立のための神奈川県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年神奈川県条例第56号）の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (11) その他知事の特命事項に関すること。

いのち・未来戦略本部室

- (1) ヘルスケア・ニューフロンティアの推進に係る総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 持続可能な開発目標の推進に係る総合的企画及び調整に関すること。
- (3) 未来社会の創生及びコミュニティの活性化に係る総合的企画及び調整に関すること。
- (4) 科学技術政策の総合的企画及び調整に関すること。
- (5) 国家戦略特別区域に関すること。
- (6) 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区に関すること。
- (7) 最先端医療産業に関すること。
- (8) 未病産業に関すること。
- (9) CHO（健康管理最高責任者）構想に関すること。
- (10) ヘルスケア・ニューフロンティアの国際戦略に関すること。
- (11) 職員の勤務発明等に関すること。

総務室

- (1) 県議会の招集及び議案等の発議に関すること。

- (2) 政策局の所管行政の企画及び調整に関すること。
- (3) 政策局所属職員の人事及び給与、旅費等の総括に関すること。
- (4) 政策局の所管行政に係る重要事業の進行管理に関すること。
- (5) 政策局の所管行政に係る事務能率の増進に関すること。
- (6) 政策局の所管行政に係る情報公開、情報提供、個人情報保護及び
広聴の総括に関すること。
- (7) 政策局の予算の経理（他課の主管に属するものを除く。）に関する
こと。
- (8) 政策会議に関すること。
- (9) 地域県政総合センターに関すること。
- (10) 東京事務所及び統計センターに関すること。
- (11) その他政策局内他室課の主管に属しないこと。

政策部

総合政策課

- (1) 政策局政策部内各課の総合調整に関すること。
- (2) 県行政の総合的企画及び調整に関すること。
- (3) 総合計画の策定及び進行管理の総括に関すること。
- (4) 国土計画（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 県行政の基本的事項に係る調査研究に関すること。
- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162
号）に基づく大綱及び総合教育会議に関すること。
- (7) 政策課題に係る調査研究に関すること。

土地水資源対策課

- (1) 土地及び水資源の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）の施行に関すること。
- (3) 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）の施行（土地分類調査及び水
調査に係るものに限る。）に関すること。
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）の施行
（土地開発公社の設立及び指導監督に係るものを除く。）に関するこ
と。
- (5) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に基づく特定住宅用地認
定及び譲渡予定価額審査に関すること。
- (6) 水源地域の活性化その他水源地域対策に関すること。
- (7) 宮ヶ瀬やまなみセンター及び相模湖交流センターに関すること。

情報公開広聴課

- (1) 情報公開、情報提供及び個人情報保護並びに県民との対話行政（広聴に係るものに限る。）の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関すること。
- (3) 神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）の施行に関すること。
- (4) 県政への県民参加を推進する集会に関すること。
- (5) 世論調査等県民の意向調査に関すること。
- (6) 行政情報の収集、管理及び提供に関すること。
- (7) 県民相談に関すること。
- (8) 県民からの県政に関する提案等に係る事務の総括に関すること。
- (9) 政治倫理の確立のための神奈川県知事の資産等の公開に関する条例の施行（閲覧に係るものに限る。）に関すること。
- (10) 公文書館に関すること。

NPO協働推進課

- (1) ボランティア団体等との協働推進施策及びボランティア活動に係る施策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) かながわボランティア活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号）の施行に関すること。
- (3) 特定非営利活動法人に関すること。
- (4) 県民運動の推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (5) かながわ県民活動サポートセンターに関すること。

政策法務課

- (1) 条例の公布並びに条例及び規則の原本に関すること。
- (2) 条例の立案についての法的意見に関すること。
- (3) 条例案、規則案その他の重要な文書の審査及び法令の解釈に関すること。
- (4) 訴訟に係る事務の指導及び助言に関すること。
- (5) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく事務の指導及び助言並びに審理員による審理手続に関すること。
- (6) 行政手続法（平成5年法律第88号）及び神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）に基づく事務の指導及び助言に関すること。

- (7) 公報の編集及び発行に関する事。
- (8) 行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）の施行に関する事。

自治振興部

市町村課

- (1) 政策局自治振興部内各課の総合調整に関する事。
- (2) 市町村その他の公共団体の行政に係る協議、助言及び連絡調整に関する事。
- (3) 市町村の廃置分合及び境界変更に関する事。
- (4) 自治紛争処理に関する事。
- (5) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の施行に関する事。
- (6) 地方交付税の配分及び市町村起債に関する事。
- (7) 地方自治の調査研究に関する事。
- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事。
- (9) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 389 条第 1 項及び第 401 条の 2 第 3 項の施行に関する事。
- (10) 地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税の配分に関する事。
- (11) 選挙管理委員会との連絡調整に関する事。

広域連携課

- (1) 広域連携の総合的企画及び調整に関する事。
- (2) 地方分権の推進に関する事。
- (3) 神奈川県自治基本条例（平成 21 年神奈川県条例第 2 号）に基づく制度及び手続の整備及び充実に係る事務の総括に関する事。
- (4) 全国知事会との連絡調整に関する事。

地域政策課

- (1) 地域政策の総合的企画及び調整に関する事。
- (2) 地域政策の推進に関する事。
- (3) 京浜臨海部の活性化及び空港対策に関する事。
- (4) 湘南国際村計画の推進に関する事。

基地対策部

基地対策課

- (1) 基地対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 基地の整理、縮小及び返還の促進に関すること。
- (3) 駐留軍に関する連絡及び調査に関すること。
- (4) 基地周辺の生活環境に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 基地に係る紛争事案の処理に関すること。
- (6) その他基地に関し、他課の主管に属しないこと。

政策局等職員配置数

○政策局

令和6年6月1日現在

区 分			区 分		
職 員 数			職 員 数		
本庁機関	知事室	71 (13)①	本庁機関	広域連携課	16
	いのち・未来戦略本部室	72 (5)		地域政策課	24
	総務室	34		基地対策課	9
	総合政策課	19		小 計	395 (63)②
	土地水資源対策課	27 (6)		東京事務所	7
	水政室	6 (6)		統計センター	52 ⑤
	情報公開広聴課	32 (8)		公文書館	12 ②
	NPO協働推進課	13 (1)①		かながわ県民活動サポートセンター	18 ①
	政策法務課	19		小 計	89 ⑧
	市町村課	59 (30)		合 計	484 (63)⑩

- 注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員等を除く。）及び再任用職員について掲載。
- 2 知事室には、広報戦略担当局長及び知事政策秘書官を含む。
- 3 いのち・未来戦略本部室には、いのち・未来戦略統括官（兼）政策局いのち・未来戦略本部室長、政策局参事監（ヘルスケア・イノベーション担当）を含む。
- 4 総務室には、理事（兼）局長及び副局長（兼）総務室長を含む。
- 5 総合政策課には、政策部長を含む。
- 6 水政室は、土地水資源対策課の内数で示す。
- 7 市町村課には、自治振興部長を含む。
- 8 基地対策課には、基地対策担当局長（兼）基地対策部長を含む。
- 9 （ ）内は、併任、兼任・兼務職員数を外数で示す。
- 10 ○内は、再任用職員数を内数で示す。

○選挙管理委員会

令和6年6月1日現在

区	分	職 員 数
選挙管理委員会		5(94)

注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員を除く。）及び再任用職員について掲載。

2 （ ）内は、併任職員数を外数で示す。

政策局附属機関一覧

令和6年6月1日現在

法令に基づくもの

名称	所掌事務	委員数	所管
神奈川県国土利用 計画審議会	神奈川県土地利用基本計画の策定及び変更、県土利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関すること。	20人	土地水資源 対策課
神奈川県土地利用 審査会	土地売買等の届出に対する勧告並びに注視区域及び監視区域の指定等に関すること。	7人	
神奈川県個人情報 保護審査会	行政不服審査法第81条第1項の規定によりその権限に属させられた事項（個人情報保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による県の機関等の諮問又は神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年神奈川県条例第65号）第47条第1項の規定による議長の諮問に係る事項に限る。）に関すること。	5人	情報公開 広聴課
神奈川県行政不服 審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求に対して審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性についての調査審議に関すること。	9人	政策 法務課
神奈川県固定資産 評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2第2項の規定による同条第3項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で知事はその意見を求めたものについての調査審議に関すること。	11人	市町村課

条例に基づくもの

名 称	所 掌 事 務	委 員 数	所 管
神奈川県総合計画 審 議 会	神奈川県の総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	30 人	
神奈川県総合計画 審 議 会 計画推進評価部会	総合計画の実施状況の総合評価、社会経済情勢の変化等によって生じた新たな政策課題の調査検討などに関すること。	20 人	総 合 政策課
神奈川県総合計画 審 議 会 計画策定専門部会	計画の内容、その他計画の策定上必要な事項の調査検討などに関すること。	20 人	
神奈川県統計報告 調 整 審 議 会	神奈川県が行う各種統計事務につき知事その他の執行機関（公安委員会を除く。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	8 人	統 計 センター
神奈川県情報公開・ 個人情報保護審議会	神奈川県情報公開条例又は個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第63号）の定めるところにより実施機関又は県の機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価につき県の機関又は県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）の定めるところにより住民基本台帳法第30条の40第2項の規定による調査審議及び建議を行うこと。	10 人	情報公開 広 聴 課

名 称	所 掌 事 務	委 員 数	所 管
神奈川県情報公開 審 査 会	神奈川県情報公開条例第 10 条第 1 項に規定する諾否決定若しくは同条例第 5 条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は同条例第 26 条第 5 項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	7 人	情報公開 広 聴 課
神奈川県指定特定非 営利活動法人審査会	地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の定めるところにより知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	8 人	NPO 協 働推進課
神奈川県ボランタリ 一 活 動 推 進 基 金 審 査 会	かながわボランティア活動推進基金 21 条例 (平成 13 年神奈川県条例第 10 号) 第 7 条に規定する事業等の実施に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	8 人	かながわ 県民活動 サポート センター

令和6年度政策局当初予算の概要

1 一般会計

内 訳 科 目	令 和 6 年 度 当 初 予 算 額	令 和 5 年 度 6 月 現 計 予 算 額	前 年 度 比 較	
			増 減 額	伸 率
(款) 総務費	(10,933,590)	(11,000,348)	(△ 66,758)	(99.4)
	14,733,435	14,850,139	△116,704	99.2
(項) 政策費	(4,570,502)	(3,890,568)	(679,934)	(117.5)
	8,329,850	7,700,530	629,320	108.2
(目) 政策総務費	(170,437)	(68,009)	(102,428)	(250.6)
	3,929,785	3,877,971	51,814	101.3
広報費	822,654	808,206	14,448	101.8
政策調整費	273,163	396,035	△122,872	69.0
土地水資源対策費	565,618	531,906	33,712	106.3
情報公開広聴費	93,686	85,390	8,296	109.7
地域政策推進費	534,704	318,565	216,139	167.8
ヘルスケア・ニューフロンティア推進費	665,450	331,905	333,545	200.5
地域県政総合センター費	857,779	825,183	32,596	104.0
公文書館費	162,486	101,841	60,645	159.5
かながわ県民活動サポートセンター費	424,525	423,528	997	100.2
(項) 市町村振興費	5,777,032	4,142,601	1,634,431	139.5
(目) 市町村連絡調整費	180,615	181,780	△1,165	99.4
自治振興費	5,596,417	3,960,821	1,635,596	141.3
(項) 選挙費	(19,315)	(2,178,358)	(△ 2,159,043)	(0.9)
	59,812	2,218,187	△2,158,375	2.7
(目) 選挙管理委員会費	(13,540)	(20,219)	(△ 6,679)	(67.0)
	54,037	60,048	△6,011	90.0
選挙啓発推進費	5,775	4,845	930	119.2
県議会議員及び知事選挙費	-	2,153,294	△2,153,294	皆減
(項) 渉外費	24,875	24,031	844	103.5
(目) 基地対策費	24,875	24,031	844	103.5
(項) 統計調査費	541,866	764,790	△222,924	70.9
(目) 統計調査総務費	18,358	18,469	△111	99.4
統計調査事業費	523,508	746,321	△222,813	70.1
小 計	(10,933,590)	(11,000,348)	(△ 66,758)	(99.4)
	14,733,435	14,850,139	△116,704	99.2
用途を指定しない収入	-	-	-	-
合 計	(10,933,590)	(11,000,348)	(△ 66,758)	(99.4)
	14,733,435	14,850,139	△116,704	99.2

(注) ()内の数字は、人件費を除く額を内数で示す。

(単位 千円、%)

令和6年度当初予算額の財源内訳							
国庫支出金	使用料及び 手数料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	県債	一般財源
(727,517)	(67,880)	(94,751)	(7,552)	(367,621)	(1,742,993)	(165,000)	(7,760,276)
1,071,382	67,880	94,751	7,552	367,621	1,742,993	165,000	11,216,256
(197,268)	(67,866)	(94,751)	(7,552)	(367,621)	(141,985)	(165,000)	(3,528,459)
541,133	67,866	94,751	7,552	367,621	141,985	165,000	6,943,942
(-)	(-)	(56,054)	(1,770)	(-)	(127)	(-)	(112,486)
343,865	-	56,054	1,770	-	127	-	3,527,969
-	-	15,926	-	-	61,489	-	745,239
20,000	50	-	4,000	23,483	25,700	-	199,930
54,036	1,242	1,304	-	-	-	154,000	355,036
-	9,157	2	-	-	7,813	-	76,714
83,512	698	6,132	1,782	15,560	1,555	-	425,465
-	-	-	-	288,378	-	-	377,072
23,000	797	11,052	-	-	28,615	11,000	783,315
-	514	180	-	-	1,240	-	160,552
16,720	55,408	4,101	-	40,200	15,446	-	292,650
-	-	-	-	-	1,601,008	-	4,176,024
-	-	-	-	-	1,008	-	179,607
-	-	-	-	-	1,600,000	-	3,996,417
(6,266)	(14)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(13,035)
6,266	14	-	-	-	-	-	53,532
(6,266)	(14)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(7,260)
6,266	14	-	-	-	-	-	47,757
-	-	-	-	-	-	-	5,775
-	-	-	-	-	-	-	-
1,450	-	-	-	-	-	-	23,425
1,450	-	-	-	-	-	-	23,425
522,533	-	-	-	-	-	-	19,333
14,252	-	-	-	-	-	-	4,106
508,281	-	-	-	-	-	-	15,227
(727,517)	(67,880)	(94,751)	(7,552)	(367,621)	(1,742,993)	(165,000)	(7,760,276)
1,071,382	67,880	94,751	7,552	367,621	1,742,993	165,000	11,216,256
-	-	4,263	-	-	481,373	-	△485,636
(727,517)	(67,880)	(99,014)	(7,552)	(367,621)	(2,224,366)	(165,000)	(7,274,640)
1,071,382	67,880	99,014	7,552	367,621	2,224,366	165,000	10,730,620

2 市町村自治振興事業会計

(単位 千円、%)

科 目	内 訳	令和6年度 当初予算額	令和5年度 6月 現計予算額	前年度比較		令和6年度当初予算額の財源内訳			
				増 減 額	伸 率	貸付金収入	繰入金	繰越金	諸収入
(款) 市町村自治振興事業費		9,878,627	8,155,236	1,723,391	121.1	5,038,237	4,696,417	143,773	200
	(項) 市町村振興事業費	9,127,692	7,522,897	1,604,795	121.3	4,912,818	4,070,901	143,773	200
	(目) 市町村振興事業費	9,127,692	7,522,897	1,604,795	121.3	4,912,818	4,070,901	143,773	200
	(項) 権限移譲等推進事業費	625,516	506,920	118,596	123.4	-	625,516	-	-
	(目) 権限移譲等推進事業費	625,516	506,920	118,596	123.4	-	625,516	-	-
	(項) 公債費	125,419	125,419	0	100.0	125,419	-	-	-
	(目) 元金	125,400	125,400	0	100.0	125,400	-	-	-
	公債諸費	19	19	0	100.0	19	-	-	-

主要事業の概要

【事業の対象区域】

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ① 全市町村 | ⑤ 横浜市、川崎市を除く市町村 |
| ② 政令市を除く市町村 | ⑥ 町村のみ |
| ③ 政令市・中核市を除く市町村 | ⑦ 特定市町村 |
| ④ 政令市・中核市・保健所政令市を除く市町村 | ⑧ その他 |
- 一つの事業に複数の要素（対象区域）がある場合は、番号を併記

1 SDGsアクションの促進

- SDGsアクション推進事業費 ① 13,914千円
SDGsパートナーの効果的な連携を促進するため、ITを活用するとともに、県全域を対象としたパートナーミーティングや地域課題に沿った取組を各地域で検討する「地域会」を開催する。さらにSDGsアクションを促進するため、SDGsに関する実践的な取組を国内外に情報発信する。
- SDGsアクション加速化促進事業費 ① 5,100千円
生活困窮者支援などの社会的課題を解決するため、かながわSDGsパートナーをはじめとした多様な主体とのパートナーシップにより、子ども食堂支援等を実施し、共助の輪を拡大する等、県民の具体的なSDGsアクションを加速化する。
- SDGs金融促進事業費 ① 10,000千円
地域金融機関及び市町村等と連携し、県内企業のSDGsに向けた取組を支援するとともに、市町村が抱える地域課題の解決を後押しすることで、SDGs金融を促進する。
- SDGs担い手活躍支援事業費 ① 3,750千円
SDGsを推進する企業等と若者世代とのマッチングを支援することにより、若者世代の自主的なアクションを促すとともに、女性が活躍する社会の実現に向けた取組の発信等を通じて、SDGsの担い手を支援する。

2 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進

(1) 未病指標の活用促進と未病産業の市場拡大

- 未病産業市場拡大プロジェクト等推進事業費 ① 20,284千円
「未病産業」の市場を拡大するため、ME-BYO BRANDの認定、ME-BYOスタイル事業の推進等、事業創出に向けた取組を実施する。
- 未病指標活用促進事業費 ① 40,321千円
超高齢社会を乗り越える未病を基軸とした新たな社会システムを実現するため、未病指標の活用を促進するとともに、機能向上等に資する改修を行う。
- 未病改善市町村支援事業費 ① 13,933千円
県民の未病改善を促進するため、未病関係データから生活習慣の改善に資する未病改善行動を分析し、市町村の効果的な保健事業につなげる。
- ME-BYOサミット神奈川実行委員会負担金 ① 27,000千円
未病コンセプトによる新しいヘルスケア社会システムの構築と、持続可能な健康長寿社会の実現を目指し、産学公が連携して議論するシンポジウム等を開催する。

- 神奈川ME－BYOリビングラボ推進事業費 ① 14,509千円
県民が安心して未病改善に取り組むとともに、未病産業の持続的発展を促すため、地域や職域の健康課題の解決につながる未病関連商品・サービスの有効性等を検証・評価する仕組みの構築と、その活用を促進する。

(2) 最先端医療・最新技術の追求

- 再生・細胞医療産業化ネットワーク推進事業費 ① 15,295千円
ライフイノベーションセンター（LIC）を核とした再生・細胞医療分野の産業化を促進するため、企業や大学、関連団体等が参加するネットワークを活用し、企業間等の連携体制を強化するとともに、有望なシーズの早期実用化を支援する。

- 一部(新)○ 科学技術イノベーション共創拠点推進事業費 ① 213,755千円
KSP・川崎市殿町地区・湘南アイパーク等の共創拠点を中核として、科学技術により社会課題を解決するため、再生医療や脳梗塞・食等のプロジェクトを推進するほか、認知症未病改善についての新規プロジェクトを関係機関等と協働して開始するとともに、イノベーション・エコシステムの実現に向けてコーディネート機能を発揮することで、先端技術の研究開発や事業化を促進する。

(3) ヘルスケア・ニューフロンティアの国際展開

- 国際展開推進事業費 ① 28,410千円
最先端医療や未病関連産業の国際展開を推進するため、覚書締結先など海外関係機関とのネットワークを活用しながら、県内企業等の海外市場展開や共同研究に向けたコーディネート等を行うとともに、外国企業の誘致及び県内企業等との連携促進を図る。
- 国際協働推進事業費 ① 26,238千円
国際的な高齢者ケアのガイドラインを作成している世界保健機関（WHO）と連携し、その知見をヘルスケア・ニューフロンティア政策に取り込むとともに、WHO等の国際機関が有する発信力も活用し、県内市町村の高齢者ケア対策の支援やヘルスケア産業の活性化を図る。

3 地域の特性を生かした地域づくり

(1) 県西地域活性化プロジェクトの取組

- 一部(新)○ 県西地域周遊促進事業費 ⑦ 34,326千円
県西地域において、周遊を促進するため、未病改善を実践できる観光施設等の情報発信を行うとともに、新たに地域への小型電気自動車や電動キックボードの導入に対する支援や、自動運転の実証実験が可能な道路の調査、地域の事業者が行うコンテンツの磨き上げへの支援等を行う。

※本事業の一部（4,994千円）については、県土整備局に移管

- 一部(新)○ 県西地域未病改善実践促進事業費 ⑦ 13,534千円
県西地域において、地域との連携を強化し、未病改善の実践の更なる促進を図るため、新たに未病バレー「ビオトピア」において地域住民を対象としたイベントを開催するとともに、未病に関する体験型施設「me－byoエキスポラザ」へのVR機器を設置する。また、県西地域の各所での未病改善プログラムの提供を引き続き行う。

- (新)○ 県西地域移住・定住促進事業費 ⑦ 19,258千円
県西地域において、移住・定住の促進を図るため、現地での移住相談や案内に対応する相談員を設置するとともに、地域を回る移住ツアーや、移住プロモーションのための動画作成を行う。また、地域の中高生を対象として、地域課題等について考えるプログラムを実施する。

- m e - b y o エクスプラザ運営事業費 ⑦ 45,548千円
 県西地域を「未病の戦略的エリア」としてアピールし、更なる活性化を図るため、未病バレー「ビオトピア」内において、未病に関する体験型施設「m e - b y o エクスプラザ」を運営する。

(2) 三浦半島魅力最大化プロジェクトの取組

- 三浦半島稼ぐ力創出事業費 ⑦ 28,542千円
 三浦半島地域の活性化を推進するため、起業に向けた支援、経営感覚を身に付けた農業者の育成事業や、ウインドサーフィンワールドカップに関連した地域振興イベントを実施するほか、三浦半島地域の多様な事業者による議論の場（三浦半島みらいミーティング）を設定し、地域課題解決に向けた議論を行い、参加事業者による地域活性化事業を進める。
- ① ○ 地域まるごとホテル@三浦半島補助・委託事業費 ⑦ 48,538千円
 三浦半島地域において、宿泊客を増やし、滞在時間の延長及びそれに伴う平均消費額を増やす新しい滞在スタイルを構築するため、宿泊施設や観光施設等の改修経費等に対して補助するとともに、事業を実施するにあたって直面する課題解決のための支援を行う。
- ① ○ ブルーカーボン普及啓発事業費 ⑦ 2,000千円
 ブルーカーボンに対する県民の意識、関心を高め、三浦半島内各市町の現場で実施される、磯焼け対策等の取組への理解や参加を促し、市町が実施する取組の充実につなげるため、ブルーカーボンの認知度向上のための動画を作成し、広報活動を行う。

(3) かながわシープロジェクトの取組

- かながわシープロジェクト発信事業費 ⑦ 1,768千円
 神奈川の海に多くの人を呼び込むため、「Feel SHONAN」ウェブサイト・SNSにより、神奈川の海の魅力を国内外に広く発信する。
- クルージング魅力向上事業費 ⑦ 9,384千円
 海からの景観と相模湾沿岸の観光資源を活用して多くの人を神奈川の海に呼び込む「海洋ツーリズム」を一層推進するため、事業者が行う海上交通等のPRを行う。
 ※本事業については、県土整備局に移管
- ① ○ 海上交通利便性向上事業費補助 ⑦ 10,000千円
 相模湾沿岸の海上交通の需要の創出、利用の定着化につなげていくため、海上交通利用者の利便性を向上させるための環境整備を行う民間事業者に対して補助する。
 ※本事業については、県土整備局に移管
- ① ○ 漁港活用ニーズ調査費 ⑦ 10,000千円
 「海洋ツーリズム」の取組を相模湾一帯に広げるため、漁港における海上交通の受入及び地域の漁業関係資源を活用した地域活性化の可能性を検証するための調査を実施する。
 ※本事業については、県土整備局に移管

(4) 水源地域の活性化と水源環境の理解促進

- 宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業費 ⑦ 9,000千円
 宮ヶ瀬湖周辺地域の観光拠点間における往来を促進し、地域活性化を推進するため、マイクロモビリティの実証実験とこれを活用した観光客誘客事業を実施する。
- ① ○ 宮ヶ瀬湖湖面利用推進事業費 ⑦ 14,994千円
 宮ヶ瀬湖での釣りの実現可否を判断するため、国、地元市町村及び公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団(DMO)とともに、周辺地域の活性化策も含めた調査を実施する。

- ① ○ 相模湖周辺地域活性化推進事業費 ⑦ 10,000千円
相模湖地域の活性化を推進するため、地域が主体的に取り組む「芸術・文化のまちづくり」の機運醸成に向けて、相模湖交流センターを活用したバレエに関するイベントを実施する。

(5) 地域の特性を生かした移住・定住の促進

- 移住促進事業費 ① 26,540千円
県内への移住・定住を促進するため、テレワークや関係人口イベント等に関する情報発信、Web会議システムを活用した移住相談・移住セミナー及び専門人材の市町村派遣による空き家を活用した関係人口の創出や市町村の魅力発信スキル等の向上のための助言・指導等を行う。

4 その他

(1) NPOの自立的活動に向けた支援と多様な主体による協働の推進

- かながわボランティア活動推進事業費 ① 40,200千円
NPOなどボランティア団体等の公益事業への自主的な取組を推進するため、「かながわボランティア活動推進基金21」を活用し、ボランティア団体等と県との協働事業やボランティア団体等が実施する事業を支援する。

- ① ○ NPO活動基盤づくり支援事業費 ① 21,000千円
創設期の活動を支援する少額で簡易な助成により、NPOの活動基盤の土台を固めて成長を後押しする。

- ① ○ NPOパワーアップ支援事業費 ① 20,198千円
NPO向け資金獲得等の勉強会や、組織基盤強化の伴走支援により、NPOに対して専門的な支援を実施するとともに、協働相談窓口の設置により、NPOと行政や企業との協働・連携をコーディネートし、協働・連携を推進する。

(2) 科学技術政策の推進

- シーズ探求型研究推進事業費 ① 16,000千円
「神奈川県科学技術政策大綱」に位置付けた重点研究目標に資する研究を推進するとともに、県試験研究機関に知的財産（技術、ノウハウ等）を蓄積するなど、科学技術政策の推進に必要な研究機能の強化を図るため、シーズ探求型研究を行う。

- 成果展開型研究事業費 ① 15,000千円
「神奈川県科学技術政策大綱」に位置付けた重点研究目標に資する研究課題や急激な社会情勢の変化に伴う喫緊の課題、新たな社会的ニーズに対応する研究課題等に、迅速かつ柔軟に対応するための「提案公募型」の研究事業を行う。

- 一部① ○ 科学技術理解増進事業費（事務事業の見直し） ① 18,104千円
次世代の科学技術を担う人材を育成するため、県内の科学館や大学等と連携し、子どもたちの体験の場を増やすとともに、体験情報を発信している民間企業等とも連携し、情報発信力を強化しながら、子どもたちの体験機会の拡大を図る。

- ① ○ Web3技術による行動促進に関する実証事業費 ① 11,780千円
環境活動や人材育成、観光振興の分野における地域課題の解決に向け、個人の行動変容を促進させる仕組みとしてNFT等のWeb3の技術が有効であるか検証する。

- ① ○ 神奈川県まち・ひと・しごと創生基金科学技術政策大綱推進事業費 ① 256,500千円
「神奈川県科学技術政策大綱」の取組を着実に推進するため、神奈川県まち・ひと・しごと創生基金を活用し、地域で共同利用できる世界最高水準の高磁場NMR装置の整備に向けた研究開発の支援を行うとともに、次世代人材の研究能力開発支援等を実施する。

(3) 未来社会創造の推進

- 未来社会創造推進事業費 ① 5,032千円
県民ニーズが複雑化・多様化する中、行政だけで対応することが困難な社会的課題に対応するため、市町村や企業、アカデミア等と広く連携して、コミュニティの再生・活性化やドローンなどの最新・最先端技術の社会実装、新たな政策手法であるナッジ※の導入など、神奈川の未来社会創造につながる取組を推進する。
※ ナッジ：個人が特定の決断や行動をするように「そっと後押しする」ことで、自発的な行動変容を促す行動経済学分野で提唱されている手法

(4) 県民との対話による開かれた県政の推進

- 一部(新)○ 集会広聴事業費 ① 12,355千円
県民の県政への意見・提案機会の確保を図るため、知事が直接、県民等の声を聴く対話集会を実施する。

(5) 市町村が進める地域づくりなどへの支援

- 市町村自治基盤強化総合補助金 ①② 1,900,000千円
市町村の行財政基盤の強化や地方創生の推進を図るため、市町村（一部事業は政令市を除く）の広域連携の取組や地域における課題解決に向けた取組等に対して補助する。
- 市町村振興資金貸付金 ② 6,900,000千円
市町村（政令市を除く）及び一部事務組合が住民福祉の維持向上を図るとともに、活力と魅力あふれる地域社会を形成するために実施する公共施設等の整備事業等に対し、資金の貸付けを行う。
- 市町村事業推進交付金 ① 320,000千円
市町村が地域の実情に応じて実施する事業（青少年の健全育成や農業基盤整備に係る事業等）を推進するため、交付金を交付する。

(6) 基地の整理・縮小・返還及び周辺対策の促進

- 基地返還等対策費 ① 1,700千円
米軍基地の整理・縮小・返還に向けて、関係自治体と連携しながら、各種協議会などを通じて国及び米側に働きかけを行うとともに、米側との相互理解を推進するため、今後の協力関係や諸課題について意見交換、情報共有を行う。
- 基地周辺対策費 ⑦ 21,725千円
米軍基地周辺住民の良好な生活環境を確保するため、航空機の騒音調査等を行う。

(7) 平塚合同庁舎の建て替え

- (新)○ 平塚合同庁舎新築工事調査設計費 ⑧ 46,000千円
築55年以上が経過する平塚合同庁舎の耐震・老朽化対策に当たり、庁舎新築工事の調査設計を行う。

会 計 局

1 会計局分掌事務

会 計 課

- (1) 会計局の所掌事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 会計局所属職員の人事及び給与、旅費等の総括に関すること。
- (3) 会計局の所掌事務に係る重要事業の進行管理に関すること。
- (4) 会計局の所掌事務に係る事務能率の増進に関すること。
- (5) 会計局の所掌事務に係る情報公開、情報提供及び個人情報保護の総括に関すること。
- (6) 会計局の予算の経理に関すること。
- (7) 県費の出納及び保管に関すること。
- (8) 県費の決算に関すること。
- (9) 借入資金の出納に関すること。
- (10) 歳入歳出外現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (11) 職員の給与に係る所得税及び住民税の徴収、納入等に関すること。
- (12) 国費の出納、決算等及び会計事務の指導に関すること。
- (13) 国費の支出負担行為の確認に関すること。
- (14) 地方公会計に関すること。
- (15) その他会計局内他課の主管に属しないこと。

指 導 課

- (1) 県費の出納その他会計事務の指導に関すること。
- (2) 指定金融機関等についての指定、契約、検査等に関すること。
- (3) 会計管理システムに関すること。

調 達 課

- (1) 県費所属物品の調達に関すること。
- (2) 県費所属物品の調達に係る入札参加者の調査選定に関すること。
- (3) 政府調達の苦情の検討に関すること。

2 会計局職員の配置状況

令和6年6月1日現在

区 分	職 員 数
会 計 課	26
指 導 課	30 ③
調 達 課	16 (3) ①
計	72 (3) ④

注1 一般職常勤職員（育休代替任期付職員・臨時的任用職員を除く。）及び再任用職員について掲載。

- 2 会計課には、会計管理者(兼)会計局長及び副局長(兼)会計課長を含む。
- 3 ()内は、兼任・兼務職員数を外数で示す。
- 4 ○内は、再任用職員を内数で示す。

3 会計局事務事業の概要

会計課

- (1) 会計管理者保管現金の出納及び保管事務
会計管理者が保管する歳計現金及び歳入歳出外現金（会計管理者保管現金）について、支払事務を行うほか、安全性の確保を第一に重視し、健全と判断する金融機関において、支払準備金に支障のない範囲で預金及び債券による運用を行っている。
- (2) 基金に属する現金の出納及び保管事務
基金の出納を行い、基金管理者の依頼に基づき、会計課において預金及び債券による運用を集約して行っている。
- (3) 収入証紙事務
「収入証紙に関する条例」及び「同施行規則」に基づく収入証紙販売手数料の支払、販売者の指定、取消し並びに収入証紙の保管及び販売を行っている。
- (4) 決算事務
地方自治法に基づき決算を調製し、決算書及び決算調書を知事に提出している。
- (5) 職員の給与に係る所得税及び住民税に係る事務
職員の給与に係る所得税の源泉徴収義務者及び住民税の特別徴収義務者の事務を行っている。
- (6) 国費会計事務
会計法に基づいて国の歳入歳出事務等を執行するほか、債権管理法に基づいて国の債権管理事務を行っている。
- (7) 地方公会計事務
総務省の統一基準に基づく複式簿記の決算財務書類を作成・公表している。

指導課

- (1) 会計事務の指導、検査
 - ア 本庁、出先機関等における会計事務について、指導助言を行っている。
 - イ 会計事務に関する知識を習得させるため、各種研修会を行っている。
 - ウ 適正かつ正確な会計事務等の執行を確保するため、通知、研修等により適正執行に関する指導を行っている。
 - エ 会計事務の簡素化・効率化やデジタル化のため、会計事務の見直しを行っている。

- オ 県の公金の適正な執行及び管理を確保するために、会計事務について検査を行っている。
- カ 内部統制制度における制度所管所属として、所管する内部統制対象事務（財務に関する事務）のリスク対応策の整備及び運用に関する事務を行っている。
- (2) 指定金融機関等の指定、契約、検査
 - ア 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の指定並びに公金事務取扱契約を行っている。
 - イ 指定金融機関等の公金取扱事務について検査及び指導を行っている。
 - ウ 公金収納の方法について、キャッシュレス化を進めるなどの見直しを行っている。
- (3) 会計管理システムの運用及び改修
会計管理システムの運用及び改修を行っている。

調 達 課

- (1) 物品の調達のあっせん等
 - ア 「神奈川県あっせん調達要綱」及び「神奈川県あっせん調達要綱の調達のあっせんの特例を定める要綱」に基づき、各室課所の依頼を受けて物品の購入、印刷物の請負、物品の賃貸借に係る調達のあっせんを行っている。
 - イ 「障害者の雇用に努める企業等からの物品等調達に関する要綱」に基づき、障害者の雇用に努め、自ら物品等の製造・販売を行っている企業の登録を行うとともに、障害者就労施設等が供給できる物品等の情報を収集している。
- (2) 競争入札の参加資格者の認定
「競争入札の参加者の資格に関する規則」に基づき、物件の買入れ又は借入れ、並びに一般業務の請負又は委託に係る競争入札参加資格者の認定を行っている。
- (3) 入札制度の運用改善
物件の買入れ又は借入れ、並びに一般業務の請負又は委託に係る入札制度の運用及び見直しに取り組んでいる。
- (4) 業者情報の管理
物品の調達に係る業者との取引状況を管理している。
- (5) 神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会の開催
政府調達に関する協定の対象となる調達に係る苦情及び入札・契約手続について調査審議している。

- (6) かながわ電子入札共同システムの運用
物品の調達等に係るかながわ電子入札共同システムの運用を行っている。

4 会計局予算の概要

(一般会計)

歳 入

(単位 千円)

款	項	目	節	予 算 額
諸 収 入				102,010
	負 担 交 付 収 入			1,396
		総 務 負 担 交 付 収 入		1,396
			総 務 管 理 費 負 担 交 付 収 入	1,396
	雑 入			100,614
		雑 入		100,614
			総 務 費 雑 入	100,614

歳 出

(単位 千円)

款	項	目	事 業 名	予 算 額
総 務 費				661,467
	総 務 管 理 費			661,467
		会 計 管 理 費		661,467
			1 出 納 事 務 運 営 費	67,836
			2 収 入 証 紙 取 扱 手 数 料	315,000
			3 地 方 公 会 計 推 進 費 事 業	16,192
			4 会 計 管 理 シ ス テ ム 運 営 費	70,772
			5 公 金 収 納 等 事 務 運 営 費	187,057
			6 会 計 ナ ビ 運 営 費	1,867
			7 かながわ電子入札 共同システム推進費	2,743

県 議 会 議 会 局

1 議会の組織及び運営

議会は、地方自治法第89条の規定に基づいて設置され、その組織及び運営は次のとおりである。

(1) 議員の定数

議員の定数は、「神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」により定められており、平成27年4月の一般選挙から、議員の定数は105人となっている。

(2) 正副議長

地方自治法第103条の規定に基づき議員の中から議長及び副議長1人が選挙されている。

(3) 常任委員会及び特別委員会

「神奈川県議会委員会条例」に基づき次の常任委員会及び特別委員会が設置されている。

常任委員会

総務政策常任委員会

文化スポーツ観光常任委員会

厚生常任委員会

建設・企業常任委員会

防災警察常任委員会

環境農政常任委員会

産業労働常任委員会

文教常任委員会

特別委員会

共生社会特別委員会

安全安心特別委員会

産業振興特別委員会

社会・健康対策特別委員会

このほか、一般会計、特別会計決算及び公営企業会計決算を審査するため、第3回定例会において決算特別委員会が設置されるのが例である。

(4) 議会運営委員会

議会の円滑な運営を図るため、「神奈川県議会委員会条例」に基づき議会運営委員会が設置されている。

(5) 予算委員会

予算及び予算関係の議案の審査を一層充実させるため、「神奈川県議会会議規則」及び「神奈川県議会予算委員会要綱」に基づき予算委員会が設置されている。

(6) 招集と会期

ア 招 集

定例会は、年3回、2月、5月及び9月に招集する。

- * 上記定例会のほか必要に応じ、特定の事件に限り臨時会を招集することができる。

イ 会 期

会期は、毎会期の初めに議会の議決で定めるが、会期日数は概ね2月に招集される第1回定例会が45日程度、5月に招集される第2回定例会が55日程度、9月に招集される第3回定例会が100日程度を原則とし、年間で200日程度の日数としている。

2 議会局の分掌事務

総務課

- (1) 議員の身分に関すること。
- (2) 儀式及び接遇に関すること。
- (3) 議長及び副議長の秘書に関すること。
- (4) 議員の福利厚生及び公務災害補償等に関すること。
- (5) 政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年神奈川県条例第57号）の施行に関すること。
- (6) 神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年神奈川県条例第65号）の施行に関すること。
- (7) 局の所管事務の調整に関すること。
- (8) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事及び給与、旅費等に関すること。
- (9) 局の所管事務に係る重要事業の進行管理に関すること。
- (10) 局の所管事務に係る事務能率の増進に関すること。
- (11) 局の所管事務に係る情報公開、情報提供、個人情報の保護及び広聴の総括に関すること。
- (12) 議会の使用する室の管理に関すること。
- (13) 公印に関すること。
- (14) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (15) 職員の福利厚生及び公務災害補償等に関すること。
- (16) その他他課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（平成13年神奈川県条例第33号）の施行に関すること。
- (2) 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関すること。
- (3) 局の予算、決算及び経理に関すること。
- (4) 物品の出納及び保管に関すること。

議事課

- (1) 議会の会議に関すること。
- (2) 常任委員会に関すること。
- (3) 特別委員会に関すること。
- (4) 議会運営委員会に関すること。
- (5) 予算委員会に関すること。

- (6) 請願及び陳情に関すること。
- (7) 会議録に関すること。
- (8) 議決報告に関すること。

政 策 調 査 課

- (1) 県行政等の調査並びに資料の収集及び管理に関すること。
- (2) 意見書・決議案の調整に関すること。
- (3) 議員提出議案に関すること。
- (4) 議会の会議の傍聴に関すること。
- (5) 議会の広報その他情報提供に関すること。
- (6) 議会又は議長の処分又は裁決に係る訴訟に関すること。
- (7) 議会図書室の管理及び運営に関すること。
- (8) 議会資料の編集及び発行に関すること。
- (9) 規則案（議決事件を除く。）、告示案及び訓令案の審査に関すること。
- (10) 法令の調査研究に関すること。
- (11) 都道府県議会議長会及び都道府県議会事務協議会に関すること。

3 職員の配置状況

令和6年6月1日現在

職員の種類 区分	局長	書記	計
総務課	1	20(18)	21(18)
経理課		10	10
議事課		17(14)	17(14)
政策調査課		22	22
合計	1	69(32)	70(32)

注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員を除く。）及び再任用職員について掲載。

2（ ）内は、併任職員数を外数で示す。

4 事務事業の概要

議会局は、地方自治法の規定に基づき議会に関する事務を行っている。

その事務に関しては、議長及び副議長の秘書事務、一般庶務を総務課が、予算経理事務、物品の出納保管事務を経理課が、議会の会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び予算委員会に関する事務、請願・陳情に関する事務、会議録に関する事務を議事課が、議会の調査事務、法令の調査研究、議会広報紙の発行等の議会広報事務、議会図書室の管理運営に関する事務を政策調査課が分掌している。

5 予算の概要

(一般会計)

歳入

(単位 千円)

款	項	目	節	予算額
諸収入				279
	立	替		279
	収	入		279
		議 会		279
		立 替 収 入	議 会 費 入	279
			立 替 収 入	279

歳出

(単位 千円)

款	項	目	事業名	予算額
議会費				3,781,711
	議 会 費			3,781,711
		議 会 費		2,666,194
			1 議 員 報 酬	1,226,280
			2 議 会 運 営 費	770,464
			3 県 政 調 査 等 推 進 費	669,450
		事 務 局 費		1,115,517
			1 給 与 費	727,229
			2 事 務 局 運 営 費	176,238
			3 議 会 図 書 室 運 営 費	3,358
			4 議 会 広 報 費	208,692

人事委員会事務局

1 人事委員会の構成及び運営

地方公務員法（以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市（地方自治法第252条の19第1項）は、条例で人事委員会を置くものとされている。

当人事委員会は、昭和26年6月12日「神奈川県人事委員会設置条例（昭和26年神奈川県条例第37号）」に基づき設置され、3人の委員（いずれも非常勤）をもって構成されている。人事委員会の会議は原則として毎週水曜日に開催することとされている。

[委員名簿]

職名	氏名	任期	就任年月日	備考
委員長	小池 治	4年	令和3年 7月26日	横浜国立大学名誉教授 (委員長就任 : 令和3年7月28日) (1期目)
委員	岩田 恭子	4年	平成27年 7月19日	弁護士 (3期目)
委員	浜辺 浩章	4年	平成30年 7月10日	元神奈川県労働委員会 事務局長(2期目)

2 人事委員会の権限

法第8条の規定により、処理することとされている主な事務は、次のとおりである。

- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度、その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (5) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。

- (6) 職員の給与が法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (7) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (8) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (9) 職員の苦情を処理すること。
- (10) その他法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

3 人事委員会事務局の分掌事務

総務課

- (1) 神奈川県人事委員会（以下「人事委員会」という。）の会議に関すること。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 事務局の事務の総合調整に関すること。
- (4) 文書の收受、審査、発送、編集及び保存に関すること。
- (5) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の施行に関すること。
- (6) 神奈川県情報公開条例（平成 12 年神奈川県条例第 26 号）の施行に関すること。
- (7) 規則案、告示案等の審査に関すること。
- (8) 事務局の予算及び決算に関すること。
- (9) 事務局の物品の調達及び管理に関すること。
- (10) 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事、研修及び厚生福利に関すること。
- (11) 国又は他の地方公共団体の機関との協定に関すること。
- (12) 人事制度の総合的調査研究に関すること。
- (13) 研修及び人事評価に関すること。
- (14) 競争試験及び選考に関すること。
- (15) その他他課の主管に属しないこと。

給与公平課

- (1) 給料、諸手当その他の給与及び旅費に関すること。
- (2) 給料表の適否についての報告及び勧告に関すること。
- (3) 給与の支払監理に関すること。

- (4) 厚生福利制度に関すること。
- (5) 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
- (6) 不利益処分についての審査請求の審査に関すること。
- (7) 分限、懲戒及び服務に関すること。
- (8) 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- (9) 職員の苦情相談の総括に関すること。
- (10) 退職管理に関すること。
- (11) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関すること。
- (12) 勤務時間、休暇その他の勤務条件に関すること。
- (13) 職員団体等に関すること。
- (14) 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- (15) 公平事務受託地方公共団体との連絡に関すること。

4 職員の配置状況

令和6年6月1日現在

区 分	職 員 数
総 務 課	21 ①
給 与 公 平 課	13 (2) ①
合 計	34 (2) ②

注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員を除く。）及び再任用職員について掲載

2 ()内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。

3 ○内は、再任用職員を内数で示す。

5 事務事業の概要

(1) 任用関係事務

法第8条、第15条から第21条の2、第21条の4及び第22条から第22条の3並びに職員の任用に関する規則等に基づき、職員の任用業務を行うとともに、社会経済情勢の変化や行政需要の多様化・高度化に対応した採用試験の在り方など、任用制度について研究を行っている。

ア 職員の採用に関する事務

職員の採用については、競争試験としてⅠ種・Ⅲ種、免許資格職等の採用試験を実施し、競争試験によりがたい学芸員等の職種については、採用選考を実施している。なお、採用試験の実施に当たっては、受験者数の増加を図り、より多彩な職員を確保するため、インターネ

ットによる情報提供のほか、説明会の開催など、幅広く効果的な募集広報活動に努めている。

イ 職員の昇任等に関する事務

職員の昇任に関する選考のほか、臨時的任用の承認を行っている。

(2) 給与関係事務

ア 給与についての報告・勧告に関する事務

法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与及び民間給与の実態、生計費等の状況、国家公務員給与の状況等について調査及び研究を行い、県議会及び知事に対し、給与に関する報告・勧告を行っている。

イ 給与制度の運用等に関する事務

職員の給与関係条例の制定及び改廃に際して、県議会に意見を申し出るほか、給与改定その他の情勢に対応して、これらの条例の実施に必要な人事委員会規則及び同規則の運用通知の制定及び改廃を行うとともに、その実施の確保に必要な解釈、指導、調査等を行い、給与制度の適正な運用を図っている。

(3) 勤務時間、休暇等関係事務

ア 勤務条件についての報告・勧告に関する事務

法第8条の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件に関する制度について調査及び研究を行い、県議会及び知事に対して報告・勧告を行っている。

イ 勤務条件に関する制度の運用等に関する事務

職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件に関する条例の制定及び改廃に際して、県議会に意見を申し出るほか、これらの条例の実施に必要な人事委員会規則及び同規則の運用通知の制定及び改廃を行うとともに、その実施の確保に必要な解釈、指導等を行い、勤務条件に関する制度の適切な運用を図っている。

(4) 公平審査関係事務

法第49条から第51条までの規定に基づき、職員に対する不利益な処分についての審査請求の審査を、また、法第46条から第48条までの規定に基づき、勤務条件に関する措置の要求の審査を行っている。

(5) 職員団体関係事務

法第52条の規定に基づき管理職員等の範囲を定めるとともに、法第53条の規定に基づき職員団体の登録を行っている。

(6) 労働基準監督機関関係事務

法第58条第5項の規定に基づき、県の非現業職員に対し、労働基準監

督機関としての職権を行使している。

(7) 市町村等公平事務受託関係事務

法第7条第4項の規定に基づき、県内5市13町1村9一部事務組合1広域連合から、公平委員会事務を受託している。

(8) 退職手当の支給制限等の処分に関する審査事務

職員の退職手当に関する条例第18条第1項等の規定に基づき、退職手当の支給制限等の処分について任命権者の求めに応じて審査し、意見の申出を行っている。

(9) 職員の苦情相談関係事務

法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員からの苦情について、助言等の必要な措置を執るなどの処理を行っている。

(10) 働きかけ規制違反に関する監視等事務

法第38条の4第2項の規定に基づき、再就職者が現職職員に対して職務上の行為をするように要求する等の行為に関して任命権者が行う調査の経過について報告を求めるなど、再就職者による働きかけ規制違反に関する監視業務等を行っている。

6 予算の概要

(一般会計)

歳入

(単位 千円)

款	項	目	節	予算額
諸収入				1,613
	受託事業収入			1,449
		総務受託事業収入		1,449
			人事委員会費受託事業収入	1,449
	立替収入			164
		総務立替収入		164
			人事委員会費立替収入	164

歳出

(単位 千円)

款	項	目	事業名	予算額
総務費				394,341
	人事委員会費			394,341
		委員会費		6,437
			1 委員報酬	6,141
			2 委員会費 運 営 費	296
		事務局費		387,904
			1 給与費	343,553
			2 職員募集並びに 試験実施費	36,660
			3 事務局費 運 営 費	7,691

監 查 事 務 局

1 監査委員の設置及び職務

(1) 設置

監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条第2項ただし書及び第202条の規定に基づく「神奈川県監査委員に関する条例（昭和36年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。）」により定数を1人増やし、5人をもって設置されている。なお、条例により、議員のうちから選任される監査委員の数は2人、識見を有する者のうち1人は常勤とするとされている。

〔 監 査 委 員 名 簿 〕

選任区分	氏名	任期	就任年月日	備考
識見(常勤)	村上英嗣	4年(2期目)	令和2年12月2日	代表監査委員
識見(非常勤)	吉川知恵子	4年(2期目)	令和5年4月1日	弁護士
識見(非常勤)	中家華江	4年(1期目)	令和4年12月1日	公認会計士
議員(非常勤)	加藤元弥	議員の任期による	令和6年5月24日	神奈川県議会議員
議員(非常勤)	青山圭一	議員の任期による	令和6年5月24日	神奈川県議会議員

(2) 職務

法令の規定に基づき次の監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を行うこととしている。

- ア 財務監査（法第199条第1項、第4項、第5項）
- イ 行政監査（法第199条第2項）
- ウ 財政援助団体等監査（法第199条第7項）
- エ 決算審査（法第233条第2項・地方公営企業法第30条第2項）
- オ 指定金融機関等監査（法第235条の2第2項・地方公営企業法第27条の2第1項）
- カ 例月出納検査（法第235条の2第1項）
- キ 基金運用審査（法第241条第5項）
- ク 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）
- ケ 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項）
- コ 事務監査のための直接請求による監査（法第75条第1項）
- サ 議会の請求による監査（法第98条第2項）
- シ 知事の要求による監査（法第199条第6項）

ス 住民監査請求による監査（法第 242 条第 1 項）

セ 職員の賠償責任に関する監査（法第 243 条の 2 の 8 ・地方公営企業法第 34 条）

2 監査事務局の分掌事務

総務課

- (1) 監査委員に関すること。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (4) 情報公開、情報提供及び個人情報の保護に関すること。
- (5) 監査委員の告示、訓令等に関すること。
- (6) 予算、決算等に関すること。
- (7) 財産の管理並びに物品の出納及び保管に関すること。
- (8) 事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事及び研修に関すること。
- (9) 事務局職員の給料その他の給与、旅費等に関すること。
- (10) 監査委員協議会に関すること。
- (11) 監査事務の総合的企画及び調査研究に関すること。
- (12) 監査等の計画に関すること。
- (13) 決算審査意見書の調製に関すること。
- (14) 請求監査及び要求監査に関すること。
- (15) 職員の賠償責任に係る監査に関すること。
- (16) 外部監査人の行う監査に関すること。
- (17) 健全化判断比率等審査に関すること。
- (18) 内部統制評価報告書審査に関すること。
- (19) 監査等の結果に関する報告・勧告及びその公表、意見の提出並びに措置状況の公表の立案及び執行に関すること。
- (20) その他事務局内他課の主管に属しないこと。

監査課

- (1) 財務監査に関すること。
- (2) 行政監査に関すること。
- (3) 県が財政的援助を与え、出資し、若しくは借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの、県が受益権を有する信託の受託者又は県が公の施設の管理を行わせているものの監査に関すること。
- (4) 例月出納検査に関すること。

- (5) 決算審査に関すること。
- (6) 指定金融機関等監査に関すること。
- (7) 基金運用審査に関すること。
- (8) 監査等の結果に関する報告・勧告及びその公表、意見の提出並びに措置状況の公表の立案に関すること。

3 職員の配置状況

令和6年6月1日現在

区分	職員の種類	事務局長	書記	計
事務局長		1		1
総務課			12	12
監査課			28 ③	28 ③
合計		1	40 ③	41 ③

注1 一般職常勤職員（育休代替任期付職員を除く。）及び再任用職員について掲載

2 ○内は、再任用職員を内数で示す。

4 事務事業の概要

「監査等実施要領」の定めるところにより、次の監査等を行っている。

(1) 財務監査

ア 財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される事業の管理について監査するもので、あらかじめ年間計画を定め、これに基づき具体的な個別計画を策定の上、本庁各室課及び出先機関各所を対象として実施する。

イ 財務監査（随時監査）

財務に関する事務の執行について、臨時に監査する場合など、必要があると認めるときに実施する。

(2) 行政監査

組織、人員、事務処理方法その他行政運営全般について事務の合理化、効率化、法適合性等の観点から監査するもので、財務監査（定期監査）と併せて実施するほか、必要があると認めるときに実施する。

(3) 財政援助団体等監査

県が補助金、交付金、貸付金等の財政的援助を与えている団体、資本金等の4分の1以上を出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、県が受益権を有する不動産の信託の受託者及び県が公の施設の管理を行わせている団体について、当該財政的援助、出資、保証、信託又は管理の業務に係る出納その他の事務の執行を監査するもので、財政援助団体等監査に係る実施箇所の選定方針に基づき監査実施団体を選定し、実施する。

(4) 決算審査

一般会計及び特別会計並びに公営企業会計について、決算計数（財産に関する調書を含む。）の正確性、予算管理及び決算整理の的確性、事業の経営管理の状況等の事項について審査を行い、意見書を知事に提出する。

(5) 指定金融機関等監査

指定金融機関等が取り扱う県の公金の収納又は支払の事務について監

査するもので、必要があると認めるときに実施する。

(6) 例月出納検査

毎月、月間における現金の出納及び保管に係る事務処理の適否、出納計数の正否について、会計管理者所管、公営企業管理者所管、知事所管に区分し、検査を実施する。

(7) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき健全化判断比率等の正確性等について審査するもので、知事から当該比率等及び関係書類の提出を受けて審査を行い、意見書を知事に提出する。

(8) 内部統制評価報告書審査

知事から提出される内部統制評価報告書について審査するもので、知事による内部統制に係る評価手続及び評価結果の適否等の事項について審査を行い、意見書を知事に提出する。

(9) 住民監査請求に基づく監査

県の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出などの財務会計上の行為や財産の管理等を怠る事実があると認められる場合に、当該行為の防止、是正、あるいは怠る事実を改め、又は県の被った損害を補填するために必要な措置を講ずることを求める県民からの監査請求に基づき、監査を実施する。

(10) その他の監査等

上記に掲げるもの以外の監査及び審査については、その必要性又は請求（要求）の内容等を検討し、監査（審査）事項、方法等をその都度、監査委員の協議により定めて実施する。

また、外部監査制度の実施に関し、包括外部監査契約締結の際等の意見の提出、外部監査人補助者選任の際等の協議、監査結果の公表等を行う。

(参考) 令和6年監査等実施計画

区 分		箇 所 数	備 考
財務監査(定期監査)及び当該監査と併せて実施する行政監査	本庁機関	195	全機関を対象として実施
	出先機関	349	
	計	544	
財政援助団体等監査		28	実施箇所の選定方針に基づき実施
例 月 出 納 検 査		3	会計管理者所管 公営企業管理者所管 知事所管
合 計		575	

5 予算の概要

(一般会計)

歳入

(単位 千円)

款	項	目	節	予算額	
諸収入				61	
	立替収入			61	
		総務 立替収入			61
				監査委員費立替収入	61

歳出

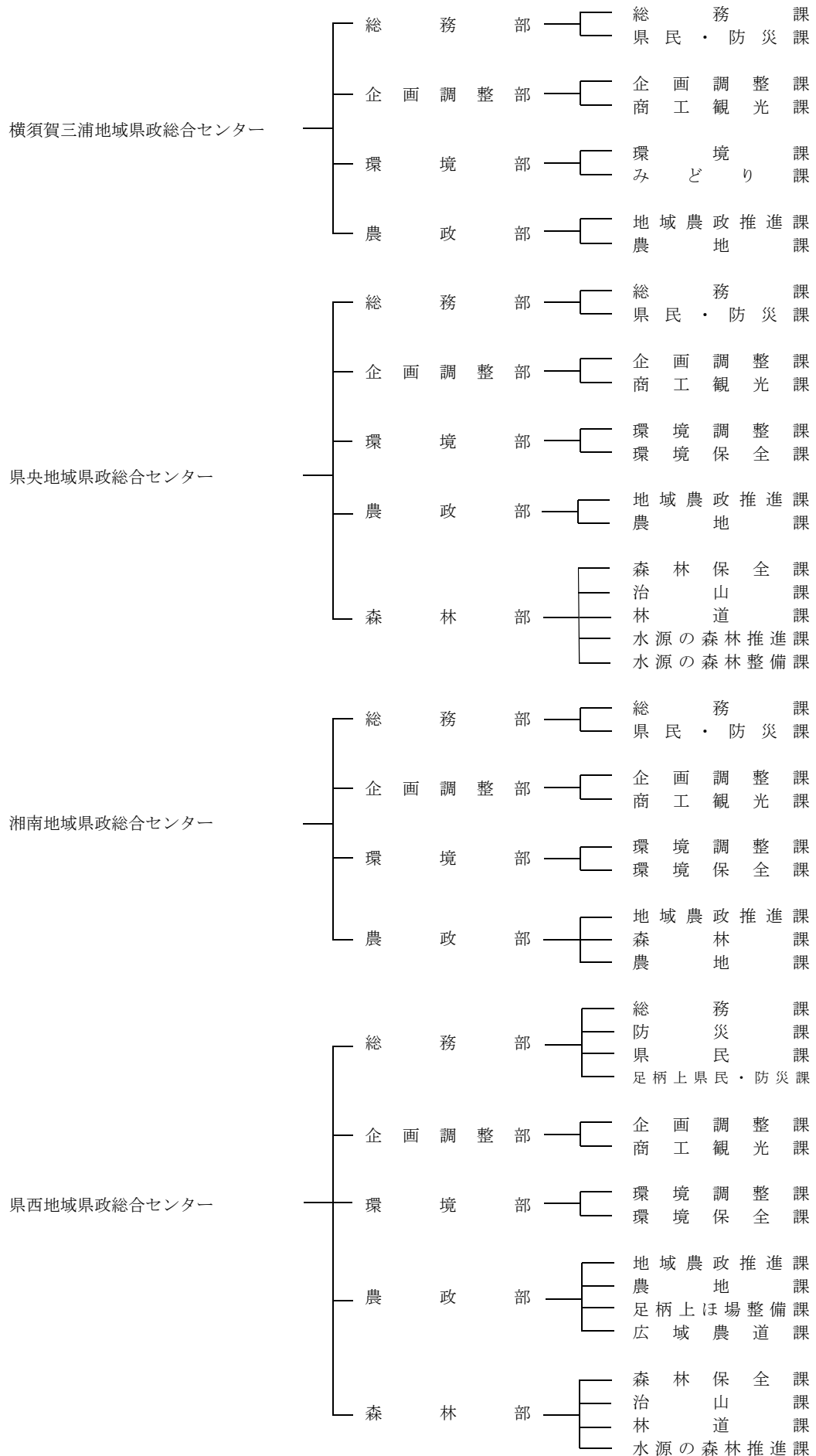
(単位 千円)

款	項	目	事業名	予算額	
総務費				429,814	
	監査委員費			429,814	
		委員費			35,570
			1	委員報酬・給与費	35,050
			2	監査運営費	520
		事務局費			394,244
			1	給与費	388,123
			2	事務局運営費	6,121

地域県政総合センター

地域県政総合センター行政機構図

(令和6年6月1日現在)



地域県政総合センター幹部職員一覧

令和6年6月1日現在

名 称	横須賀三浦地域 県政総合センター	県 央 地 域 県政総合センター	湘 南 地 域 県政総合センター	県 西 地 域 県政総合センター
所 在 地	〒238-0006 横須賀市 日の出町 2-9-19	〒243-0004 厚木市 水引 2-3-1	〒254-0073 平塚市 西八幡 1-3-1	〒250-0042 小田原市 荻窪 350-1
所 長	大場 勇人	黒岩 信	篠田 寛	柳瀬 敦
副 所 長	徳永 義宏	西海 裕之	渡邊 智幸	高木 英典 松西 孝子
総務部長	(兼) 徳永 義宏	(兼) 西海 裕之	(兼) 渡邊 智幸	(兼) 高木 英典
企画調整 部 長	塚本 裕子 <地域広報官> <SDGs調整官>	松谷 尚彦 <地域広報官> <SDGs調整官>	渋谷 佳代子 <地域広報官> <SDGs調整官>	重田 健太郎 <地域広報官> <SDGs調整官>
環境部長	長沼 均	寺下 明文	矢板 千英子	西田 積
農政部長	宮治 俊	平岡 稔幸	太田 健介	戸川 丈寿
森林部長	—	鈴木 宏一	—	鈴木 健一

地域県政総合センター職員配置数

令和6年6月1日現在

名 称	職 員 数
横須賀三浦地域 県政総合センター	60(9)③
県 央 地 域 県政総合センター	122(8)⑨
湘 南 地 域 県政総合センター	88(10)③
県 西 地 域 県政総合センター	135(10)⑦
計	405(37)②②

注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員等を除く。）及び再任用職員について掲載。

2 ()内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。

3 ○内は、再任用職員を内数で示す。

地域県政総合センター所管区域一覧

名 称	配 置 場 所	所 管 区 域
横須賀三浦地域 県政総合センター	横須賀合同庁舎	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡
県 央 地 域 県政総合センター	厚木合同庁舎	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡
湘 南 地 域 県政総合センター	平塚合同庁舎	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、高座郡、中郡
県 西 地 域 県政総合センター	小田原合同庁舎	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡

県 有 財 産 一 覧

(合同庁舎関係)

名 称	土地面積	建物延面積	摘 要
横須賀合同庁舎	m ² 3,996.68	m ² 6,472.40	鉄骨鉄筋コンクリート5階地下1階建 車庫棟2棟、防災資機材倉庫 1棟
厚木合同庁舎	8,466.51	7,563.13	(1号館) 鉄筋コンクリート5階地下1階建 (2号館) 鉄骨鉄筋コンクリート5階地下1階建 (4号館) 鉄骨1階 食堂棟、車庫棟1棟、外倉庫1棟、渡り廊下、防災資機材倉庫1棟
平塚合同庁舎	12,928.73	9,481.56	鉄筋コンクリート5階地下1階建 車庫棟5棟、単車置場1棟、別館1棟 水道局作業員詰所1棟、北館1棟 非常用発電機室1棟

(参考)

小田原合同庁舎 ※リース方式	13,242.63 (警察署用地 を含む)	18,145.50	鉄筋コンクリート(免震構造)6階建 地下駐車場棟1棟
-------------------	-----------------------------	-----------	-------------------------------

横須賀三浦地域県政総合センター

1 分掌事務

総務部

総務課

- (1) 公印に関する事。
- (2) 人事に関する事。
- (3) 文書の收受、発送、保存及び閲覧等に関する事。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事。
- (5) 予算の経理に関する事。
- (6) 物品の調達及び処分に関する事。
- (7) 財産の管理に関する事。
- (8) 所内の取締りに関する事。
- (9) 特に命ぜられた事項に関する事。
- (10) その他他課の主管に属しない事。

県民・防災課

- (1) 情報提供及び個人情報の保護に関する事。
- (2) 県民相談に関する事。
- (3) 県民運動及び国際交流の推進に関する事。
- (4) 青少年関係施策の推進に関する事。
- (5) 危機管理の調整に関する事。
- (6) 災害対策の推進に関する事。

企画調整部

企画調整課

- (1) 県行政の企画及び総合的調整に関する事。
- (2) 土地利用の調整に関する事。
- (3) 地域づくりの推進（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (4) 市町事務の広域的処理についての助言に関する事。
- (5) 出先機関及び市町等との連絡調整に関する事。
- (6) 広報広聴活動に関する事。

商工観光課

- (1) 商工業振興施策に係る情報の提供に関する事。
- (2) 観光事業に関する事。

環 境 部

環 境 課

- (1) 地域環境政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止に関すること。
- (3) 公害の除去のための施設改善の促進に関すること。
- (4) 廃棄物に関すること。
- (5) 環境美化活動の推進に関すること。

みどり課

- (1) 自然環境の保全に関すること。
- (2) 緑化の推進に関すること。
- (3) 歴史的風土保存区域等の管理取締りに関すること。
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

農 政 部

地域農政推進課

- (1) 地域農政の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業協同組合その他農林水産業に係る団体の指導監督に関すること。
- (3) 農産物、畜産物及び水産物の流通、価格安定等に関すること。
- (4) 肥料、飼料、農薬、農機具等に関すること。
- (5) 農用地の土壌の汚染防止に関すること。
- (6) 畜産環境対策に関すること。
- (7) 森林計画に関すること。
- (8) 保安林に関すること。
- (9) 治山に関すること。
- (10) 林道に関すること。
- (11) 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関すること。
- (12) 林業経営指導及び林業技術普及に関すること。
- (13) 林産奨励に関すること。
- (14) 林業・木材産業構造改革事業に関すること。
- (15) 入会林野の整備に関すること。
- (16) 森林の病虫鳥獣害の防除及び森林災害の予防に関すること。
- (17) 水産資源の保護育成に関すること。
- (18) 民有林の林地開発の規制に関すること。
- (19) 遊漁船業者の登録及び指導監督に関すること。
- (20) 漁船の建造許可及び登録に関すること。
- (21) 前各号に掲げるもののほか、農林水産業に関すること。

農 地 課

- (1) 農業経営基盤強化促進事業に関する事。
- (2) 農業委員会に関する事。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧等に関する事。
- (4) 農業構造改善事業等の指導及び助成に関する事。
- (5) 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する事。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事。
- (7) 農地法の施行に関する事。
- (8) 土地改良法の施行に関する事。
- (9) 県有土地改良財産に関する事。
- (10) 民事調停法による農事調停に関する事。

2 職員の配置状況

令和6年6月1日現在

部	課	職員数
総務部		22 ②
	総務課	16 ①
	県民・防災課	6 ①
企画調整部		11 (3)
	企画調整課	9 (3)
	商工観光課	2
環境部		13 (6)①
	環境課	8 (6)①
	みどり課	5
農政部		14
	地域農政推進課	10
	農地課	4
計		60 (9)③

注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員等を除く。）及び再任用職員について掲載。

2 ()内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。

3 ○内は、再任用職員を内数で示す。

県央地域県政総合センター

1 分掌事務

総務部

総務課

- (1) 公印に関する事。
- (2) 人事に関する事。
- (3) 文書の收受、発送、保存及び閲覧等に関する事。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事。
- (5) 予算の経理に関する事。
- (6) 物品の調達及び処分に関する事。
- (7) 財産の管理に関する事。
- (8) 所内の取締りに関する事。
- (9) 城山ダム及び宮ヶ瀬ダム水没関係者の生活相談に関する事。
- (10) 特に命ぜられた事項に関する事。
- (11) その他他課の主管に属しない事。

県民・防災課

- (1) 情報提供及び個人情報の保護に関する事。
- (2) 県民相談に関する事。
- (3) 県民運動及び国際交流の推進に関する事。
- (4) 青少年関係施策の推進に関する事。
- (5) 危機管理の調整に関する事。
- (6) 災害対策の推進に関する事。

企画調整部

企画調整課

- (1) 県行政の企画及び総合的調整に関する事。
- (2) 土地利用の調整に関する事。
- (3) 地域づくりの推進（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (4) 市町村事務の広域的処理についての助言に関する事。
- (5) 財産区に関する事。
- (6) 出先機関及び市町村等との連絡調整に関する事。
- (7) 広報広聴活動に関する事。

商工観光課

- (1) 商工業振興施策に係る情報の提供に関する事。
- (2) 観光事業に関する事。

環 境 部

環境調整課

- (1) 地域環境政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) 環境美化活動の推進に関すること。
- (4) 自然環境の保全に関すること。
- (5) 緑化の推進に関すること。
- (6) 特別緑地保全地区等の管理取締りに関すること。
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止に関すること。
- (2) 公害の除去のための施設改善の促進に関すること。
- (3) 火薬類、高圧ガス及び電気用品の取締りに関すること。

農 政 部

地域農政推進課

- (1) 地域農政の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業協同組合その他農業及び畜産業に係る団体の指導監督に関すること。
- (3) 農産物、畜産物及び水産物の流通、価格安定等に関すること。
- (4) 肥料、飼料、農薬、農機具等に関すること。
- (5) 農用地の土壌の汚染防止に関すること。
- (6) 畜産の生産振興及び家畜の改良に関すること。
- (7) 畜産環境対策に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、農業、畜産業及び水産業に関すること。

農 地 課

- (1) 農業経営基盤強化促進事業に関すること。
- (2) 農業委員会に関すること。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧等に関すること。
- (4) 農業構造改善事業等の指導及び助成に関すること。
- (5) 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関すること。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること。
- (7) 農地法の施行に関すること。
- (8) 土地改良法の施行に関すること。
- (9) 県有土地改良財産に関すること。
- (10) 民事調停法による農事調停に関すること。

森林部

森林保全課

- (1) 森林計画に関する事。
- (2) 保安林の管理に関する事。
- (3) 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関する事。
- (4) 林業経営指導及び林業技術普及に関する事。
- (5) 林産奨励に関する事。
- (6) 林業・木材産業構造改革事業に関する事。
- (7) 入会林野の整備に関する事。
- (8) 森林組合その他林業に係る団体の指導監督に関する事。
- (9) 森林の病虫鳥獣害の防除及び森林災害の予防に関する事。
- (10) 民有林の林地開発の規制に関する事。

治山課

- (1) 保安林の整備に関する事。
- (2) 治山に関する事。

林道課

- (1) 林道に関する事。

水源の森林推進課

- (1) 水源林確保及び協力協約推進事業の調整及び推進に関する事。

水源の森林整備課

- (1) 水源林整備事業の調整及び推進に関する事。

2 職員の配置状況

令和6年6月1日現在

部	課	職員数
総務部		27 ③
	総務課	20 ③
	県民・防災課	7
企画調整部		12 (2)
	企画調整課	10 (2)
	商工観光課	2
環境部		26 (6)②
	環境調整課	15 ②
	環境保全課	11 (6)
農政部		22 ③
	地域農政推進課	10 ①
	農地課	12 ②
森林部		35 ①
	森林保全課	8 ①
	治山課	6
	林道課	7
	水源の森林推進課	7
	水源の森林整備課	7
計		122 (8)⑨

注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員等を除く。）及び再任用職員について掲載。

2 ()内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。

3 ○内は、再任用職員を内数で示す。

湘南地域県政総合センター

1 分掌事務

総務部

総務課

- (1) 公印に関する事。
- (2) 人事に関する事。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関する事。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事。
- (5) 予算の経理に関する事。
- (6) 物品の調達及び処分に関する事。
- (7) 財産の管理に関する事。
- (8) 所内の取締りに関する事。
- (9) 特に命ぜられた事項に関する事。
- (10) その他他課の主管に属しない事。

県民・防災課

- (1) 情報提供及び個人情報の保護に関する事。
- (2) 県民相談に関する事。
- (3) 県民運動及び国際交流の推進に関する事。
- (4) 青少年関係施策の推進に関する事。
- (5) 危機管理の調整に関する事。
- (6) 災害対策の推進に関する事。

企画調整部

企画調整課

- (1) 県行政の企画及び総合的調整に関する事。
- (2) 土地利用の調整に関する事。
- (3) 地域づくりの推進（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (4) 市町事務の広域的処理についての助言に関する事。
- (5) 財産区に関する事。
- (6) 出先機関及び市町等との連絡調整に関する事。
- (7) 広報広聴活動に関する事。

商工観光課

- (1) 商工業振興施策に係る情報の提供に関する事。
- (2) 観光事業に関する事。

環 境 部

環境調整課

- (1) 地域環境政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) 環境美化活動の推進に関すること。
- (4) 自然環境の保全に関すること。
- (5) 緑化の推進に関すること。
- (6) 特別緑地保全地区の管理取締りに関すること。
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止に関すること。
- (2) 公害の除去のための施設改善の促進に関すること。
- (3) 火薬類、高圧ガス及び電気用品の取締りに関すること。

農 政 部

地域農政推進課

- (1) 地域農政の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業協同組合その他農業、畜産業及び水産業に係る団体の指導監督に関すること。
- (3) 農産物、畜産物及び水産物の流通、価格安定等に関すること。
- (4) 肥料、飼料、農薬、農機具等に関すること。
- (5) 農用地の土壌の汚染防止に関すること。
- (6) 畜産の生産振興及び家畜の改良に関すること。
- (7) 畜産環境対策に関すること。
- (8) 水産資源の保護育成に関すること。
- (9) 遊漁船業者の登録及び指導監督に関すること。
- (10) 漁船の建造許可及び登録に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、農業、畜産業及び水産業に関すること。

森 林 課

- (1) 森林計画に関すること。
- (2) 水源の森林づくり事業の調整及び推進に関すること。
- (3) 保安林に関すること。
- (4) 治山に関すること。
- (5) 林道に関すること。
- (6) 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関すること。
- (7) 林業経営指導及び林業技術普及に関すること。

- (8) 林産奨励に関する事。
- (9) 林業・木材産業構造改革事業に関する事。
- (10) 入会林野の整備に関する事。
- (11) 森林組合その他林業に係る団体の指導監督に関する事。
- (12) 森林の病虫鳥獣害の防除及び森林災害の予防に関する事。
- (13) 民有林の林地開発の規制に関する事。

農 地 課

- (1) 農業経営基盤強化促進事業に関する事。
- (2) 農業委員会に関する事。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧等に関する事。
- (4) 農業構造改善事業等の指導及び助成に関する事。
- (5) 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する事。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事。
- (7) 農地法の施行に関する事。
- (8) 土地改良法の施行に関する事。
- (9) 県有土地改良財産に関する事。
- (10) 民事調停法による農事調停に関する事。

2 職員の配置状況

令和6年6月1日現在

部	課	職員数
総務部		27 (1)②
	総務課	20 (1)①
	県民・防災課	7 ①
企画調整部		8 (3)
	企画調整課	7 (3)
	商工観光課	1
環境部		26 (6)①
	環境調整課	14 ①
	環境保全課	12 (6)
農政部		27
	地域農政推進課	7
	森林課	11
	農地課	9
計		88 (10)③

注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員等を除く。）及び再任用職員について掲載。

2 ()内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。

3 ○内は、再任用職員を内数で示す。

県西地域県政総合センター

1 分掌事務

総務部

総務課

- (1) 公印に関する事。
- (2) 人事に関する事。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関する事。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事。
- (5) 予算の経理に関する事。
- (6) 物品の調達及び処分に関する事。
- (7) 財産の管理に関する事。
- (8) 所内の取締りに関する事。
- (9) 特に命ぜられた事項に関する事。
- (10) その他他課の主管に属しない事。

防災課

- (1) 小田原市及び足柄下郡の区域に係る次に掲げる事項に関する事。
 - ア 危機管理の調整に関する事。
 - イ 災害対策の推進に関する事。

県民課

- (1) 小田原市及び足柄下郡の区域に係る次に掲げる事項に関する事。
 - ア 情報提供及び個人情報の保護に関する事。
 - イ 県民相談に関する事。
- (2) 県民運動及び国際交流の推進に関する事。
- (3) 青少年関係施策の推進に関する事。

足柄上県民・防災課

- (1) 南足柄市及び足柄上郡の区域に係る次に掲げる事項に関する事。
 - ア 情報提供及び個人情報の保護に関する事。
 - イ 県民相談に関する事。
 - ウ 危機管理の調整に関する事。
 - エ 災害対策の推進に関する事。
- (2) 三保ダム水没関係者の生活相談に関する事。

企画調整部

企画調整課

- (1) 県行政の企画及び総合的調整に関すること。
- (2) 土地利用の調整に関すること。
- (3) 地域づくりの推進（他課の主管に属するものを除く。）に関する
こと。
- (4) 市町事務の広域処理についての助言に関すること。
- (5) 財産区に関すること。
- (6) 出先機関及び市町等との連絡調整に関すること。
- (7) 広報広聴活動に関すること。
- (8) 県西地域の活性化施策の推進に関すること。

商工観光課

- (1) 商工業振興施策に係る情報の提供に関すること。
- (2) 観光事業に関すること。

環 境 部

環境調整課

- (1) 地域環境政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) 環境美化活動の推進に関すること。
- (4) 自然環境の保全に関すること。
- (5) 緑化の推進に関すること。
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止に関すること。
- (2) 公害の除去のための施設改善の促進に関すること。
- (3) 火薬類、高圧ガス及び電気用品の取締りに関すること。

農 政 部

地域農政推進課

- (1) 地域農政の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業協同組合その他農業、畜産業及び水産業に係る団体の指導監
督に関すること。
- (3) 農産物、畜産物及び水産物の流通、価格安定等に関すること。
- (4) 肥料、飼料、農薬、農機具等に関すること。
- (5) 農用地の土壌の汚染防止に関すること。

- (6) 畜産の生産振興及び家畜の改良に関すること。
- (7) 畜産環境対策に関すること。
- (8) 水産資源の保護育成に関すること。
- (9) 遊漁船業者の登録及び指導監督に関すること。
- (10) 漁船の建造許可及び登録に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、農業、畜産業及び水産業に関すること。

農 地 課

- (1) 農業経営基盤強化促進事業に関すること。
- (2) 農業委員会に関すること。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧等に関すること。
- (4) 農業構造改善事業等の指導及び助成に関すること。
- (5) 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関すること。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること。
- (7) 農地法の施行に関すること。
- (8) 土地改良法の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (9) 県有土地改良財産に関すること。
- (10) 民事調停法による農事調停に関すること。

足柄上ほ場整備課

- (1) 土地改良法に基づくほ場整備事業に関すること。

広域農道課

- (1) 広域農道整備事業の施行に関すること。

森 林 部

森林保全課

- (1) 森林計画に関すること。
- (2) 保安林の管理に関すること。
- (3) 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関すること。
- (4) 林業経営指導及び林業技術普及に関すること。
- (5) 林産奨励に関すること。
- (6) 林業・木材産業構造改革事業に関すること。
- (7) 入会林野の整備に関すること。
- (8) 森林組合その他林業に係る団体の指導監督に関すること。
- (9) 森林の病虫鳥獣害の防除及び森林災害の予防に関すること。
- (10) 民有林の林地開発の規制に関すること。

治 山 課

- (1) 保安林の整備に関する事。
- (2) 治山に関する事。

林 道 課

- (1) 林道に関する事。

水源の森林推進課

- (1) 水源の森林づくり事業の調整及び推進に関する事。

2 職員の配置状況

令和6年6月1日現在

部	課	職員数
総務部		35 (2)④
	総務課	21 (2)③
	防災課	5
	県民課	6 ①
	足柄上県民・防災課	3
企画調整部		16 (2)
	企画調整課	11 (2)
	商工観光課	5
環境部		16 (6)①
	環境調整課	9 ①
	環境保全課	7 (6)
農政部		31 ①
	地域農政推進課	7
	農地課	9
	足柄上げ場整備課	4
	広域農道課	11 ①
森林部		37 ①
	森林保全課	10
	治山課	9
	林道課	9
	水源の森林推進課	9 ①
計		135 (10)⑦

注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員等を除く。）及び再任用職員について掲載。

2 ()内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。

3 ○内は、再任用職員を内数で示す。



神奈川県

政策局総務室

横浜市中区日本大通 1 丁目 231-8588 電話 (045) 210-1111 (代表)